

意見の要旨及び市の考え方

提出された意見（パブリックコメント）

意見の要旨	市の考え方	件数
都市計画公園の変更素案への意見		
<p>市営住宅用地の南西に接する須佐男神社には、樹齢百年を超える木々がたくさん育っており、そこに公園を配置できればそれらの木々と相まって、とても自然豊かな景観の公園になるため、須佐男神社の東側には戸建て住宅ではなく公園を配置し、須佐男神社と合わせて緑地公園ゾーンとすることを提案する。形は不整形となるが、整形よりも、変形地の方が子ども心をくすぐり、想像力がかき立てられる。</p>	<p>【以下の理由から素案は修正しない】</p> <p>変更後の宮の北公園は、市営宮ノ北住宅用地のほぼ中央に整形に配置することにより、周辺も含めた地域住民が最も容易に利用できることとなり、市営住宅入居者と余剰地を含む周辺住民との交流の場やレクリエーション活動の場として、また、災害時の一時避難地としても活用しやすくなるなど、街区公園としての更なる機能強化が図られることとなります。また、西側の武庫川河川敷緑地やホテルの生息する農業用水路（ホテルの里）、当該住宅敷地内の既存緑地、バス通りのケヤキ並木など、周辺の豊かな自然環境との連続性に配慮したまちづくりが可能となります。さらに、南にある西昆陽公園と誘致圏の重複が少なく、街区公園の配置上も適切な計画であると考えております。</p>	1 件
その他の意見【今回の都市計画変更に関する意見ではないため対象外】		件数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園北側の戸建て部分を高齢者支援施設と保育園と合わせた「福祉ゾーン」としてはどうか。国の施策でも高齢者と子どもが一つ屋根の下で介護と保育を受ける「介・保」の連携施設を進めていこうとしているが、高齢者施設と保育園が隣接することで国が進める「介・保」的な事業を自治体が進めるモデルケースとなり、尼崎市のイメージアップにも繋がるのではないか。 		1 件